

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和3年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づき、措置入院患者(以下、「患者」という。)又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるかを判断するため、患者又はその扶養義務者の課税状況を調査する。調査の結果、入院に要する費用を負担できると認められた患者又はその扶養義務者に入院に要した一部を徴収する。 なお、特定個人情報は保健医療・衛生情報システム及び業務共通システム(中間サーバー)を利用し、他情報保有機関に対して情報照会を行う事務に利用している。
③システムの名称	保健医療・衛生情報システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
申請・通報・届出受理措置入院者登録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一の14の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成30年6月8日内閣府・総務省令第4号)第14条第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の22の項から24の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成30年6月27日内閣府・総務省令第5号)第15条から第17条まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課
②所属長の役職名	精神保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒261-8755 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター2階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 精神保健福祉課 043-238-9980

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健医療・衛生情報システム、中間サーバ	保健医療・衛生情報システム、業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）、中間サーバ	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）別表第一の14の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条第1号から第5号まで	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）別表第一の14の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成30年6月8日内閣府・総務省令第4号）第14条第1号	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第二の22の項から24の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第16条及び第17条	番号法別表第二の22の項から24の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成30年6月27日内閣府・総務省令第5号）第15条から第17条まで	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	精神保健福祉課長 佐藤 ひとみ	精神保健福祉課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法別表第二の108の項から110の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第55条	番号法第19条第8号及び別表第二の108の項から110の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第55条	事後	番号法改正（施行日：令和3年9月1日）による第19条の号ズレに伴う追記
令和3年9月30日	II しきい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 平成31年1月4日時点	1,000人未満（任意実施） 令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月30日	評価書名、宣言、事務の名称等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する事務基礎項目評価書	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務基礎項目評価書	事後	